

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
令和4年度 目的及び事業、理念及び方針

R4(2022). 7. 1

目的及び事業

(目的)

公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）に加盟し、岐阜県におけるバスケットボール競技界を統括し、岐阜県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

上記目的を達成するために、次の事業を行う。

1. バスケットボール競技会や講習会の主催及び主管並びに後援に関する事
2. 指導者の技術研究及び養成並びに認定、登録に関する事
3. 審判技術の研究及び審判員の養成並びに認定、登録に関する事
4. バスケットボール競技に関する公式記録を作成及び保存、運用に関する事
5. バスケットボールの宣伝啓発をすること
6. バスケットボールに関する事項の調査研究をすること
7. 地域社会におけるバスケットボールグループの育成強化に関する事
8. チーム及び競技者の登録に関する事
9. 加盟団体等との連絡・連携及び協力に関する事
10. 岐阜県を代表するチームの役員、選手を選定し派遣すること及び選手の育成強化に関する事
11. 県外チームの招聘又は県外チームの来征の承認に関する事
12. 岐阜県のバスケットボール界を代表する唯一の団体として公益財団法人日本バスケットボール協会及び東海バスケットボール協会に加盟すること
13. バスケットボール競技に関する功労者を表彰及び推薦すること
14. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

理念及び方針

【(一財)岐阜県バスケットボール協会】

(理 念)

“岐阜県のすべてのスポーツの発展をバスケットボールとともに”

岐阜県のすべてのスポーツが発展していくことでバスケットボールを楽しむ人が増え続けること、多くの人達がバスケットボールだけでなくスポーツを楽しめる環境が充実していくことなど普及を目指し、そしてその中からさまざまなスポーツで日本を代表するような選手が生まれ、世界で活躍するなど岐阜県のレベルアップを図るという気持ちが込められている。

また、単に岐阜県でのスポーツが盛んになるというだけでなく、それに関わる競技者、指導者、審判、運営、愛好者などすべての方々の生活の質が豊かになることで、その周りにいる家族や友人、地域の方々など多くの方に応援していただけるようになる。

現状に満足することなく、将来に向けて多くの課題を岐阜県のスポーツに関わる全ての方々とともに解決していく。

(スローガン)

“For the future” ～未来へ～

スローガン“For the future”～未来へ～は、JBA同様、「壁」や「境界」を突き破り、バスケットボールを広げていきたいという意思を表します。また、「過去」や「慣例」など、いままでの岐阜県バスケットボールを勇気をもって改革していくという強い思いも表しています。当然、今まで培ってきた財産を受け継ぎ、より良く改善していきます。

岐阜県バスケットボールファミリーが、希望をもってあるいはその希望を次世代に受け継いでいけるように“For the future”～未来へ～に向けて、努力を惜しみません。

（組織運営方針）

岐阜県バスケットボールの発展は、各カテゴリーや各委員会、その他、岐阜県バスケットボール協会すべての協会の理解・協力無くしてはあり得ない。

それぞれの組織や主管する事業に関して、所属する協会のすべてが理解し、協力できるように組織づくりをする。各事業においては、その計画から終了までを所属する協会の協力を得て、責任を持ってやり遂げること、またその反省を次の機会に活かすなど、財産として蓄えること。それらすべてが組織基盤を強力にしていくことに繋がる。

（一財）岐阜県バスケットボール協会の理事会及び執行委員会は、各カテゴリー、各委員会、各連盟の組織や事業についての計画・立案、運営を尊重し、後方支援するものであり、最前面に出るものではない。ただし、最終責任者は理事会であり、その責任を負うものである。

（事業等に関する方針）

- 1 各カテゴリー及び各委員会は、（一財）岐阜県バスケットボール協会の目的及び理念に基づいて、それぞれの組織運営を行う。また、それぞれが主管する事業（協会主催の競技会並びに講習会等）を計画・立案し、運営する。
- 2 各カテゴリー及び各委員会が主管する事業の目的及び方針、運営方法等については、それぞれが計画・立案し、執行委員会に提出する。
- 3 必要に応じて常務理事会にて連携を図り、相互に協力する。
- 4 各事業は執行委員会および常務理事会等で確認され、課題がある場合は、各カテゴリー及び各委員会で再検討、修正・改善し、所属する協会に徹底し、各事業の運営に責任をもつ。
- 5 各カテゴリー及び各委員会が主管する事業については、理事会で承認され、決定される。
- 6 協会主催のすべての事業について、理事会を最終責任者とする。